

## 鹿屋体育大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

改正 

平成19年3月22日
規程第8号
平成19年11月1日
規程第14号
平成20年8月1日
規程第13号
平成27年3月26日
規程第7号
平成27年6月26日
規程第13号
平成29年2月16日
規程第3号

### (趣旨)

第1条 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）において、研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）又は研究費の事務処理を行う職員（以下「事務職員」という。）の研究活動の不正行為への対応については、鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範及びその他関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の役員、職員、学生等をいう。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造 データ又は実験結果を偽造することをいう。
- (2) 改ざん 研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。
- (3) 盗用 他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。
- (4) 研究費の不正使用 研究費の執行に関する本学の関係会計規則及び使用上の事務処理手続きに違反する行為をいう。
- (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

### (学長の責務)

第3条 学長は、不正行為について最終責任を負うものとする。

- 2 学長は、不正行為の防止を図るため、研究者に対し、本規程の周知徹底を図るものとする。
- 3 学長は、不正行為の防止について実質的な責任と権限を持つ者（以下「研究倫理教育責任者」という。）を置き、理事(教務・学生・研究・国際交流担当)をもって充てる。
- 4 学長は、不正行為の防止のための体制整備等の取り組みについて、外部に公表するものとする。

### (研究倫理教育責任者の責務)

第4条 研究倫理教育責任者は、不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況等を管理監督しなければならない。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、本規程及びその他関係法令通知等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。

- 2 研究者は、研究倫理教育責任者が実施又は指定する研究倫理教育を定期的に受講し、受講内容をどの程度理解しているか理解度の確認を受けなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究データを別に定めるところにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示するものとする。

(窓口)

第6条 本学に、前条に規定する不正行為に関する相談、情報提供（以下「情報提供等」という。）を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を置く。

- 2 前項の窓口及び情報提供等の方法は、国立大学法人鹿屋体育大学公益通報者の保護に関する規則（平成18年規則第24号。以下「規則」という。）第5条及び第6条の規定を準用する。

(調査申立て)

第7条 不正行為の疑いがあると思料する者（以下「申立者」という。）は、前条第2項の規定により次の各号に示す項目を明示した上で、窓口を通し規則第4条に規定するコンプライアンス専門委員会（以下「専門委員会」という。）に、調査の申立てを行うことができる。

- (1) 不正行為があると疑われる研究者の氏名
- (2) 不正行為の態様及び事案の内容
- (3) 不正行為とする科学的・合理的な理由

(予備調査の実施)

第8条 専門委員会は、前条による申立てを受理した場合は、当該事案に係る研究分野の学内研究者の協力を得て、予備調査を実施しなければならない。

- 2 専門委員会は、前条の申立受理日より30日以内に本調査を行うか否かを決定し、学長へ報告するものとする。
- 3 学長は、当該研究に係る競争的資金等を配分する機関及び関係省庁（以下「配分機関」という。）に対して本調査の要否を報告すると共に、本調査を行う場合は調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議しなければならない。
- 4 専門委員会は、本調査を行わないときは、その旨を理由と共に速やかに申立者へ通知しなければならない。

(調査委員会の設置)

第9条 本調査の実施にあたり、速やかに研究活動の不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 調査委員会の構成員としては、以下のとおりとする。
  - (1) 第2条(1)～(3)に定義する不正の調査
    - ・ 専門委員会委員
    - ・ 学長補佐（学術研究・産学連携担当）
    - ・ 当該事案に係る研究分野の学内研究者
    - ・ 本学に属さない第三者（当該事案に係る研究分野の学外研究者等の、本学、申立者及び

調査対象者と利害関係を有しない者で、調査委員会委員総数の半数以上)

・その他、学長が必要と認めた者

(2) 第2条(4)に定義する不正の調査

・専門委員会委員

・学長補佐(学術研究・産学連携担当)

・本学に属さない第三者(弁護士、公認会計士等の、本学、申立者及び調査対象者と利害関係を有しない者)

・その他、学長が必要と認めた者

(本調査の実施)

第10条 専門委員会は、申立者及び疑義を受けている者(以下「調査対象者」という。)に対し、本調査を行うことを通知するとともに、申立者及び調査対象者その他関係者に対し、調査に必要な資料や機器の保全及び研究費の使用停止その他必要な措置を取ることができる。

2 調査対象者は、調査委員会の行う調査に対し誠実に対応しなければならない。

3 調査委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。

4 調査委員会は、調査内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、専門委員会に報告しなければならない。

5 学長は、配分機関の要求があった場合、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

6 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案にかかる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなくてはならない。

(不正行為の認定)

第11条 専門委員会は、前条第4項に規定する調査委員会の調査結果をもとに不正行為が行われたか否か認定しなければならない。また、不正行為が行われたと認定した場合は、調査結果、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成するものとする。

2 専門委員会は、前項に基づき不正行為が行われたと認定したときは、速やかに学長に報告するとともに、申立者及び調査対象者に通知しなければならない。

3 学長は、申立受理日より210日以内に最終報告書を配分機関に報告しなければならない。

4 学長は、前項の期限までに調査が完了しない場合、調査の中間報告を配分機関に報告しなければならない。

5 専門委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、速やかに不正行為が行われたと認定し、学長に報告するものとする。

6 学長は、前項の報告があった場合、不正の事実を一部認定し、配分機関に報告しなければならない。

7 専門委員会は、調査対象者の不正行為の事実はないと認定したときは、次の各号に示す必要な措置を要請するものとする。

(1) 不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除

(2) 調査対象者の不利益発生防止策の実施並びに名誉回復に係る措置

(3) その他必要な措置

(調査結果への不服申立て)

第12条 不正行為を行ったと認定された調査対象者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に書面をもって、専門委員会に対して不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ては、1回を限度とする。

2 専門委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、学長及び調査対象者に通知しなければならない。

3 再調査を行う決定をした場合は、専門委員会は、再度審議を行い、不服申立てに対する処置を決定し、当該不服申立てを行った者及び学長に報告するものとする。

(措置)

第13条 不正行為を行ったと認定された調査対象者及び調査の結果申立者が不正な申立てを行ったことが明らかになった場合の処分は、規則第11条及び第16条第2項の規定を準用するとともに、学長は再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第14条 調査委員会の構成員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第15条 この規程の予備調査、調査委員会及び本調査に関する事務は、第2条(1)～(3)に関連する不正行為については学術図書情報課、第2条(4)に関連する不正行為については財務課において処理し、その他専門委員会に関する事務については、総務課において処理する。

(公表等)

第16条 調査結果の公表等については、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」(平成18年8月8日文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)の「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」及び「第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」を準用する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則 (平19.11.1規程第14号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平20.8.1規程第13号)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平27.3.26規程第7号)

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（平 27. 6. 26 規程第 13 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 2. 16 規程第 3 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 16 日から施行する。